

# 品川区立鮫浜小学校PTA規約

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、品川区立鮫浜小学校PTA（保護者と教職員の会）といい、事務所を、学校内におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健全な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上につとめることを目的とする。

第 3 条 この会は、その目的を達成するために、次の活動をする。児童が健全な生活をする事が出来るように、家庭・地域社会と学校との緊密な連絡をはかる。児童の生活環境をよくするようにつとめ、また会員相互の研修活動を通して会員の教養を高めることにつとめる。そのほか、この会の目的を達成するのに必要な活動につとめる。

## 第 3 章 方 針

第 4 条

1. この会は学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
2. この会はいかなる団体、機関からも干渉されない。
3. この会は特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。

## 第 4 章 会員及び会費

第 5 条 この会の会員は、本校に在籍する児童の父母又は保護者、教職員とする。

第 6 条-1 この会の会員は、会費を納める。会費は、新年度の総会で決める。

第 6 条-2 転出入者の会費については、1ヵ月分の会費を算出し、在籍月数に合わせて徴収・返金する。

## 第 5 章 本部役員、会計監査及び顧問

第 7 条-1 この会の本部役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名以上（内1名は副校長）
3. 書 記 3名以上（内1名は教員）
4. 会 計 3名以上（内1名は教員）

第 7 条-2 この会の会計監査は、3名以上（内1名は教員）とする。

第 8 条-1 本部役員は、3月総会にて承認され決定する。ただし、新1年役員については、5月総会にて承認決定する。

第 8 条-2 会計監査は、5月総会にて承認され決定する。

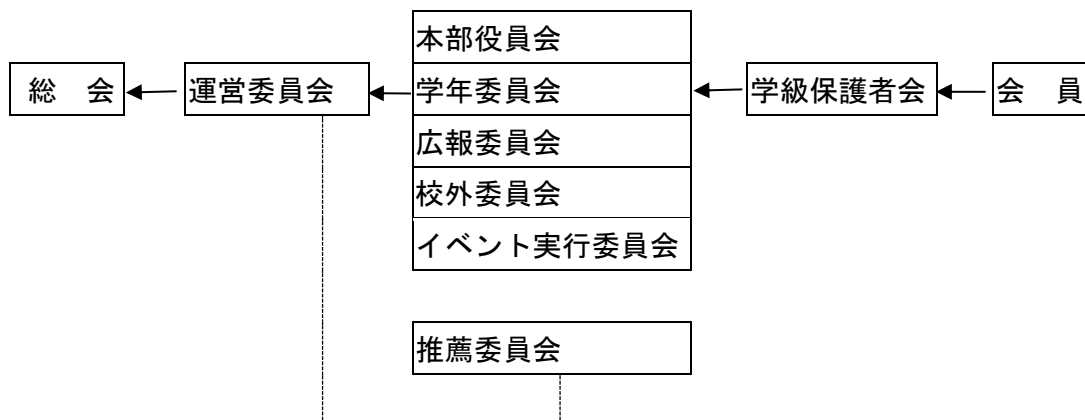
第 9 条-1 本部役員の任期は3月31日までとし、再任することができる。会長が欠けた時は、副会長が互選で昇任する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条-2 会計監査の任期は、5月総会までとする。

- 第10条-1 本部役員は、次の通り。
1. 会 長 この会を代表し、総会および運営委員会を招集し、会議を主宰する。また推薦委員会以外の全ての集会に出席して意見を述べる事が出来る。
  2. 副会長 会長を補佐し、会長が活動できないときは、その活動を代行できる。
  3. 書 記 総会および運営委員会の議事やこの会の活動を記録する。
  4. 会 計 会計事務を処理し、この会の会費を管理する。
- 第10条-2 会計監査は、経理の監査をする。監査は必要に応じていつでも行う事が出来る。ただし、その結果を運営委員会ならびに総会で報告しなければならない。
- 第11条-1 学校長は顧問とし、各種会議の諮問に応ずる。また、各種会議に必要に応じて出席し、発言する事が出来る。
- 第11条-2 この会は、本部役員会の議決を経て顧問を設置することができる。顧問の任期は3月31日までの1年間とし、再任することができる。

## 第 6 章 会 の 組 織

第12条 この会のしくみは、つぎの通りである。



## 第 7 章 総 会

- 第 13 条 総会は、全会員によって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 14 条 総会は、本部役員の承認、活動計画の承認、決算・予算の承認、規約改正などを行う。
- 第 15 条 定例総会は、5月（事情により前後できる）と3月に開く。5月は会計監査報告、活動計画および本部役員・会計監査の承認など、また、3月は役員の承認・決算報告・予算案の審議・承認などを行う。
- 第 16 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったとき開く。
- 第 17 条 総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状を認める）で成立し、議事は出席者の過半数で決める。

## 第 8 章 運 営 委 員 会

- 第 18 条 運営委員会は、総会につぐ決定機関で、つぎの活動をする。
1. 本部役員会・各委員会の活動以外のことを処理する。
  2. 各委員会相互の連絡調整をはかる。
  3. 総会に提出する議案をつくる。
- 第 19 条 運営委員会は、原則として隔月開催とする。但し、会長が必要と認めたとき、または、各委員の3分の1以上の要求があったときはこの会を開く。
- 第 20 条 運営委員会は、本部役員と学年委員会（全員）、広報委員会・校外委員会・イベント実行委員会・推薦委員会の各正副委員長および各委員会に所属する教員によって構成される。もし特別委員会があれば、その委員長が加わることができる。
- 第 21 条 運営委員会は、会議を開き議決するためには、各委員の過半数の出

席を必要とし、出席委員の過半数で決める。

## 第 9 章 役員会

- 第 22 条 役員会は、この会の企画機関で、つぎの活動をする。
1. 第 13 条で決めた活動をまとめ、処理する。
  2. 各種の企画をしたり、ほかの委員会に属さない事項を処理する。
- 第 23 条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 第 24 条 役員会は、第 10 条 - 1 の役員で構成し、必要に応じて各委員長を参加させることができる。

## 第 10 章 各委員会および特別委員会

- 第 25 条 この会の活動に必要なことがらを、研究・立案・実施する為に、つぎの委員会をおく。
1. 学年委員会
  2. 広報委員会
  3. 校外委員会
  4. イベント実行委員会
- 第 26 条 各委員会は、つぎのような活動をする。
1. 学年委員会—学年相互の連絡を図り、学級・学年間の問題解決と家庭教育学級を推進し、教育活動の充実につとめ、教材費の監査をする。
  2. 広報委員会—PTA 活動の内容を会員に伝えたり、意見を求めたりして、機関誌を編集・発行する。
  3. 校外委員会—児童が、明るく健全で安全な校外生活ができるよう努め、また会員相互の親睦を深める。
  4. イベント実行委員会—イベントの企画・開催等を行う。
- 第 27 条 各委員会の構成および正副委員長の選出は、つぎの通りとする。
1. 学年委員会—この会は、各学級の学年委員と数名の教員とによっ

て構成され、その互選により委員長1名、副委員長2名（うち1名は教員）を選ぶ。なお、学年委員全員が、運営委員となる。

2. 広報委員会—この会は、各学年の広報委員と数名の教員とによって構成され会務を行う。委員の互選により正副委員長を選出し、正副委員長は運営委員となる。
3. 校外委員会—この会は、各学年の校外委員と数名の教員とによって構成され会務を行う。委員の互選により正副委員長を選出し、正副委員長は運営委員となる。
4. イベント実行委員会—この会は、各学年のイベント実行委員によって構成され会務を行う。委員の互選によって正副委員長を選出し、正副委員長は運営委員となる。

第28条 各委員の任期は1年とする。再任することもできる。各家庭において、本部役員と各委員のどちらかを6年間のうち1回引き受ける。原則として1人の子につき1回とするが、複数回引き受ける場合もある。

第29条 各委員会は、特別な事情により活動を休止することができる。休止および再開は、会員への周知を経て、総会または運営委員会の議決により決定される。

第30条 特別な事柄を行うのに、特別委員会の設置が必要な時は、運営委員会に諮り、これを設けることができる。但し、その任務の終了とともに解散する。

第31条 各委員会および特別委員会の議決は、出席委員の過半数で決める。

第 3 2 条 この会の活動に必要な経費は、会計その他の収入によってまかなう。

第 3 3 条 この会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行う。

第 3 4 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

第 3 5 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 1 2 章 推 薦 委 員 会

- 第 3 6 条
1. 次期会長および本部役員候補者選出のため、副会長以下の現本部役員全員と学年・広報・校外・イベントの各委員会より 1 名ずつ（正副委員長は除く）と副校長が推薦委員となる。
  2. 任期は次期会長および本部役員が承認されるまでとする。
  3. 互選により正副委員長を選出する。
  4. 推薦委員は委員会の審議内容を委員会外部に漏らしてはならない。
  5. 推薦委員は候補者に推薦された場合、速やかに委員を辞退することとする。

## 第 1 3 章 本 部 役 員 お よ び 会 計 監 査 の 選 出

- 第 3 7 条— 1
- 会長については、第 1 2 章に定める推薦委員会により候補者を選出する。
1. 現会長に継続して引き受けてもらえるかどうか、承諾を得る。
  2. 現会長が継続して任に当たれない場合は、推薦委員会で候補者を推薦する。

- 第 3 7 条— 2
- 副会長以下の本部役員候補者の選出は次の通りとする。
1. 各学年より 1 名以上の役員候補者を選出する。
  2. 役員候補者は任期の始まる前年度の 1 2 月末までに各学年におい

て選出する。新1年の役員については4月末までに選出する。

3. 役員候補者の担当は、1月末までに推薦委員出席のもと、候補者間の互選により決定する。

第37条-3 会計監査は、学年・広報・校外・イベントの各委員会から1名ずつ選出する。

第38条-1 本部役員については、推薦委員会が総会前にその候補者を会員に告知し、3月総会で承認・決定する。ただし、新1年の候補者については、5月総会で承認・決定する。

第38条-2 会計監査については、5月総会で承認・決定する。

第39条 教職員の役員については、学校で決定する。なお、各委員会に所属する教職員についてもこれに準ずる。

第40条 次年度会長候補者および本部役員候補者は、任期予定前年度3学期の本部役員会・運営委員会に陪席することができ、新年度の予算・活動計画等について意見を述べるができる。

#### 第14章 本校記念行事の事務局

第41条 鮫浜小学校から要請があるときは、周年祝賀行事等の事務局を本部役員会の議決を経てPTA内に設立することができる。

第42条 事務局長はPTA会長とする。

第43条 事務局の仕事は下記のものとする。

1. 祝賀会等準備金のための活動。
2. 祝賀会等準備・開催に伴う諸業務。
3. 事務局長名で銀行または郵便局に口座を開設する。
4. 祝賀会会費の集金その他の会計業務。
5. 会計担当は特別委員会の中から選出する。

第44条 事務局の活動のために、第30条の定めるところに従って特別委員



会を設けることができる。

## 第 15 章 個人情報の取り扱い

第 45 条 この会が保有する個人情報の適正な取り扱いは、鮫浜小学校 P T A 個人情報取扱規則によるものとする。

## 付 則

第 46 条 この規約の改正は、総会の出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。ただし、改正案は総会の 7 日前までに、全会員に知らせておかなければならない。

#### 第47条

この会の活動に必要な諸規則は、役員会・運営委員会の討議、総会での承認を経て規則を制定することができる。

## 品川区立 鮫浜小学校 P T A 慶弔規約

1. 見舞い (病気で20日以上欠席または10日以上入院の場合)
  - A. 児童：3,000円
  
2. 死 亡
  - A. 会員：5,000円
  - B. 児童：5,000円
  - C. P T Aに功労のあった人：3,000円
  
3. 転退職 教職員には、記念品を贈る。
  
4. 会員・児童の災害・公傷、その他上記に定めのないもので、P T Aとして考慮しなければならない場合は、臨時役員会において協議し、前例を参照して決定する。なお、その決定は慶弔事例として保管する。

## 覚え書き

### 1. 積立金について（平成23年5月21日 PTA総会にて可決）

『平成23年度より1年生～3年生は、児童1名につき1ヶ月1,000円、4年生～6年生は、2,000円を積み立てる。積立月は5月～2月の10回とし、これを6年生の2月まで行い、90,000円の積立総額とする。』

高学年の児童が学校生活に必要とする費用の中には高額のものがあり（※）、一度の徴収では、保護者にかかる負担が大きくなってきます。

※ 林間学校 5年生の夏休みに実施。例年全員が参加しています。

※ 卒業関連諸費（卒業記念アルバム、記念品、卒業式で胸につけるコサージュ、お別れ会の会費など）、同窓会費など。

これらの費用は、今後も必要とされ続ける可能性が高いと思われますので、この際 全校一斉に同じ方式で積立を行うことがよいのではないかと、役員会・運営委員会での討議を経て、平成23年度PTA5月総会に上記の通り提案され可決されました。

昭和53年	11月	改正
昭和56年	5月	改正
昭和62年	3月	改正
平成8年	4月	改正
平成9年	4月	改正
平成10年	4月	改正
平成15年	5月	改正
平成18年	3月	改正
平成24年	5月	改正
平成28年	6月	改正
令和2年	2月	改正
令和3年	3月	改正

# P T A 規 約

品川区立 鮫浜小学校